

Inscr. arab. Quellen, S. 4)

突厥にて生壽を數ふるに、普通支那及び我が國に於るが如く曆年の更改を基とせしか、或は生年月を基とせしかに就きては、確かなる記載の存するもの無けれど、當時の突厥に於る文化の一般的状態より推す時は、支那の方法を傳へたるものと見るを以て當れりとすべし、Hirth氏が闕特勤及び默棘連可汗の死時と生壽の數とを基として其の生時を算出するに當り、Marguart氏の考へたるよりも一年宛後と見たるは (Nachworte zur Inschrift des Tonjukuk, S. 91-92)、突厥にても支那と同様の方法によりて生壽を數へたるものと考へたる爲に外ならず (但し支那にて何故にかゝる方法を採るに至りしかについて、Hirth氏の論述する所は余輩の賛する能はざる所なり)、闕特勤及び默棘連可汗の碑文の記事を比較する時は、同一の事件に關して兄弟の年齢を記せる所には、其の差は常に一歳となり居れど、只だ一度のみ默棘連の十八歳の時が闕特勤の十六歳の時と記さるゝものあり (I. E. 31; II, E 24-25)、Marguart氏は之を以て闕特勤の十六歳の終り、默棘連の十八歳の初めに相當したるものと認められたれど、余輩は碑文の記事にも誤謬の點少きに非ることより考へ、寧ろ此の唯一の場合を以て、碑文の撰者が何れかの一方の年齢を誤記せるものなりと見るを以て妥當なるべしと信ず。

⑳ 本文には阿思布と記したれど、舊唐書をはじめ其の他の書にも皆阿思思と見え、且つ之が正しきことは阿思思なる名が屢人名として用ゐらるゝによるも疑無ければ、今之を更ためたり。次に見ゆる阿思思は本文にはたゞ思布と記せども、之も同様に阿思思たること疑無ければ、阿字を補へり。第三三六頁(一)参照。

㉑ 此等の事例に就きて考ふるに、阿思思なる名は屢々人名として現はるゝものなれば (假へば唐書葛邏祿傳に突厥叛酋阿思思、同書突騎施蘇祿傳に阿思思と見ゆるが如し)、もと思結の人阿思思が建てたる部なりしが爲に、一方に於ては思結部若くは思結別部と稱せらるゝものが、他方に於ては阿思思部と稱せられたるものなるべく、而して其の部長は世々始祖の名に因みて阿思思と稱したるものには非るなきか、然もまた思ふに通典に九姓首領阿思思と記せるは、實は人名には非ずして部名なりしを、編者が誤つて人名の如く記せるものには非るべきか。

㉒ 但し㉑に疑ひを存したるが如く、通典に九姓首領阿思思とあるものが、實は部名に外ならざることが證明せらるゝに於て